

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

1) 地震・津波災害

当町に影響する地震のほとんどは、日本列島の太平洋沿岸に沿って走っている環太平洋地震帯のうち、地震活動の活発な三陸沖の地震帯に起因している。近年における大規模地震としては、昭和43年の十勝沖地震及び平成6年の三陸はるか沖地震、平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震が挙げられる。

当町に影響する津波は、三陸沖の地震帯で発生する地震に伴って襲来するものがほとんどである。近年における津波としては、昭和35年のチリ地震津波、昭和43年の十勝沖地震津波災害、平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震による津波が挙げられる。

平成24年度から平成25年度及び平成27年度に実施した県の地震・津波被害想定調査によると、想定太平洋側海溝型地震、想定日本海側海溝型地震、想定内陸型地震のうち、概ね数百年に一度の頻度で発生する想定太平洋側海溝型地震が、最も被害が大きくかつ広域的に被害が発生するものと予想された。

これら3つの被害想定調査結果は階上町地域防災計画(地震・津波対策編)第1章第9節を参照。

J-SHIS地震ハザードステーションの全国地震動予測地図によると、当町の今後30年間の間で震度6弱以上の揺れに見舞われる確率は、沿岸部地域で100%、内陸部で26%未満と予測されている。

2) 風水害等

当町では水害、風害、雪害による被害は比較的少ないが、近年、台風の発達や前線活動の活発化が全国的に見られ、一旦豪雨があれば土砂災害が発生するリスクがある。

当町には土砂災害警戒区域内に居住している住家が92世帯あり、土砂災害による被害を十分考慮する必要がある。(土砂災害警戒区域については、階上町土砂災害ハザードマップ参照)

3) 感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。新型コロナウイルス感染症は、国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 301 名 (独自データ) ※R2. 10. 31 現在
- ・小規模事業者数 285 名 (独自データ) ※R2. 10. 31 現在

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考 (事業所の立地状況等)
商工業者	建設業	95	95	町内に広く分散している
	製造業	20	18	〃
	卸売・小売業	64	55	町の中心部、郊外に多い
	飲食店・宿泊	35	35	〃
	サービス・その他	87	82	町内に広く分散している

(3) これまでの取り組み

1) 階上町の取り組み

- ・階上町地域防災計画の策定 (町ホームページへの掲載)
- ・定期的な防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄 (役場防災倉庫)

2) 階上町商工会の取組

- ・階上町が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・毎年の避難訓練、消火訓練の実施
- ・青森県火災共済協同組合と連携した損害保険や休業補償の加入促進

II 課題

現状では、自然災害等による緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報収集を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告体制をあらかじめ構築しておく。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・本計画と平成30年に締結した「災害時における支援協力に関する協定書」についての整合性を整理し、自然災害発生時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組（什器の固定等）や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、国や県の支援策の活用等）について説明する。
- ・町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行なう。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行なう。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険等の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行なうとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・（別添参照）事業継続計画を作成（令和2年作成）。

3) 関係団体等との連携

- ・提携先の青森県火災共済協同組合や銚熊谷保険事務所に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷（損）害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等策定状況の確認。
- ・階上町事業継続力強化支援協議会（構成員：当町、当会）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6強の地震）が発生したと仮定し、当町との連絡手段の確認等を行なう（訓練は必要に応じて実施する）。
- ・訓練に先立ち災害発生時の職員の役割分担を決めておく。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等発生時には、人命救助が第一であることは言うまでもないため、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に職員の安否確認を行う。
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を確認したうえで当会と当町で共有する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行なうとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行なう。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当町における感染症対策本部設置状況等を勘案して当会による感染症対策を行なう。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
例) 職員自身の目視で命の危険を感じる状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。
- ・青森県地域防災計画に基づき、当会では防災に関し、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。
 - ア 会員等の被害状況調査及び融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること
 - イ 災害時における物価安定についての協力に関すること
 - ウ 災害救助用物資、災害救助・復旧用物資の確保についての協力、あっせんに関すること
- ・当会職員が被災する等により、応急対策ができない場合の役割分担については、町と協議の上の状況に応じて定める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

(例 職員の配備体制の目安は以下を想定)

種別	配備の時期	配備要員
出勤	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に震度6弱以上の地震が発生したとき ・予想されない重大な被害が発生したとき ・町内に津波警報又は大津波警報が発表されたとき ・気象特別警報が発表されたとき ・広域にわたる災害の発生が予想されるとき、若しくは被害が甚大であると予想されるとき 	全職員
警戒	<ul style="list-style-type: none"> ・気象警報が発表され、危険な状態が予想されるとき又は災害が発生したとき ・町内に震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき ・津波注意報が発表され、危険な状態が予想されるとき 	事務局長 経営指導員
準備	<ul style="list-style-type: none"> ・気象注意報が発表され、災害の発生が予想されるとき ・町内に震度4の地震が発生したとき 	事務局長 経営指導員

(例：被害規模の目安は以下を想定)

・大規模な災害がある	・地区内の事業所で、「床上浸水」、「建物の全・半壊」等、大きな被害が発生している ・被害が見込まれる地域において、連絡が取れない、若しくは、交通網が遮断されており、状況確認できない。
・被害がある	・地区内の事業所で、「瓦やトタンが飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。
・ほぼ被害が無い	・目立った被害の情報がない。

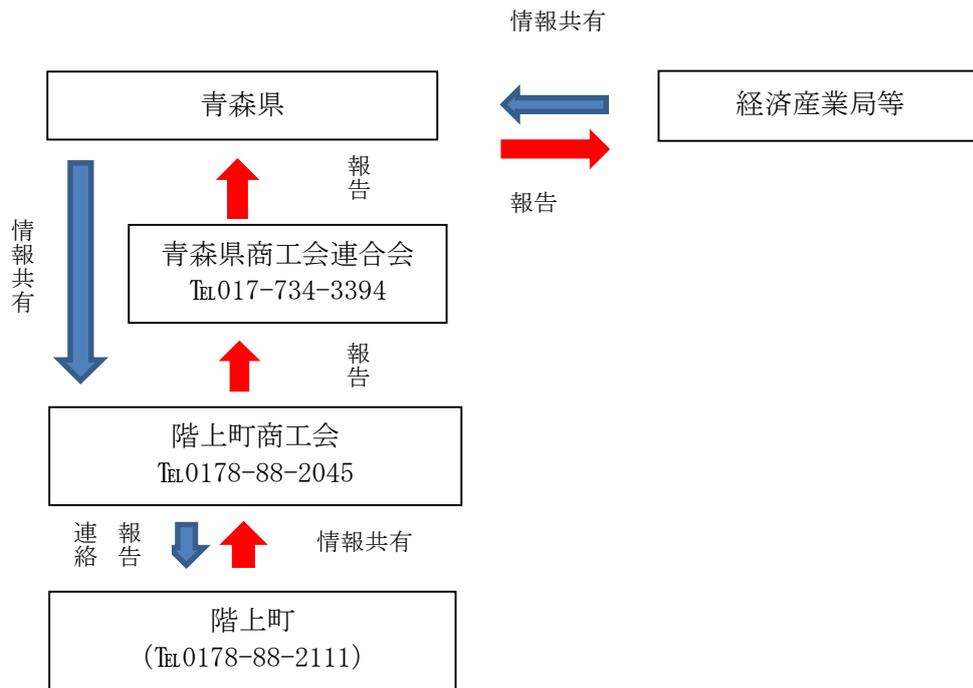
・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有することを原則とする。

発災後の期間	共有回数
発災後～1日	発災後、連絡つき次第
1日～1週間	1日に1回以上
1週間～1カ月	1日に1回
1カ月後以降	変更のあった都度

階上町で取りまとめた「階上町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行なうとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指揮命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を行なう。
- ・二次被害を防止するため、被災地域で活動する際はあらかじめ定めた判断基準及び被害程度により行なう。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認した方法により行なう。
- ・当会と当町が共有した情報を、青森県の指定する方法にて当会より青森県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を青森県の指定する方法にて当会又は当町より青森県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を、当町と当会が連携して確認する。
- 相談窓口の開設方法について当町と相談する。(当会は国、県の依頼の有無に係わらず特別相談窓口を開設する。)
- 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。(階上町商工会館)
- 応急時に有効な被災事業者施策(国や県、当町等の施策)について地区内小規模事業者等へ周知する。
- 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行なう。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

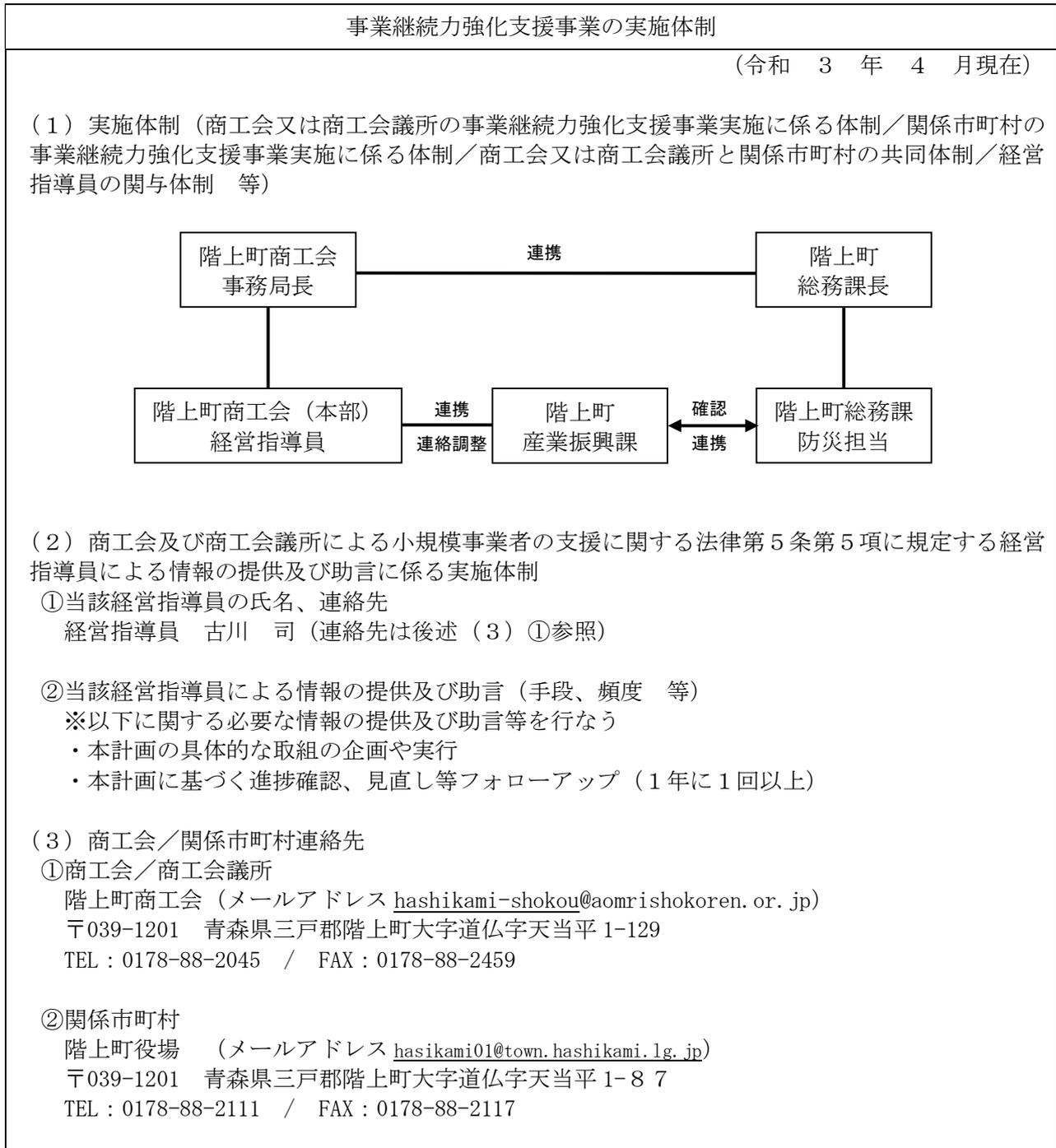
- 青森県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行なう。
- 被害規模が大きく、被災地職員だけでは対応が困難な場合、他の地域からの応援派遣等を青森県等に相談する。

※ その他

- 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	100	100	100	100	100
・ 専門家派遣費	50	50	50	50	50
・ セミナー開催費	40	40	40	40	40
・ チラシ等作成費	10	10	10	10	10
・ 防災・感染対策					

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、階上町補助金、青森県補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。